

## 関係者における各種施策の取組状況について

## 1 リサイクル料金の引下げ（報告書 P 15 ~ P 16 関連）

メーカー72社中37社（9月19日現在）において、エアコン、テレビ（15型以下）及び冷蔵庫・冷凍庫（170リットル以下）のリサイクル料金について、回収される資源の価格上昇やリサイクルプラントの処理効率化、2011年のアナログ放送停波を控えた適正排出の促進や消費者の負担軽減等を理由に、11月から引き下げることをそれぞれ予定している。

## 【改定予定メーカーにおける改定後のリサイクル料金（額はいずれも税込み）】

品目	現行料金	改定料金	引下げ額
エアコン	3,150 円	2,625 円	525 円
ブラウン管テレビ			
画面サイズ16型以上のもの	2,835 円	(現行どおり)	-
画面サイズ15型以下のもの		1,785 円	1,050 円
冷蔵庫・冷凍庫			
容積が171ℓ以上のもの	4,830 円	(現行どおり)	-
容積が170ℓ以下のもの		3,780 円	1,050 円
洗濯機	2,520 円	(現行どおり)	-

この表は、改定予定メーカーにおける改定後の料金の内容を便宜上まとめて記載したものであり、37社全社が、それぞれ、すべての品目を生産又はすべての料金を改定することを示すものではない。

## 2 指定引取場所の共有化（報告書 P 18 関連）

現在、メーカーによってA・Bの2グループに分かれている指定引取場所（全国計380カ所）については、両グループにおいて段階的に共有化を実施することとしており、本年10月からA・B間の距離が相当程度離れている41カ所を先行して共有化するほか、平成21年度末までに、原則としてすべての指定引取場所の共有化を図る方向で調整が進められている。

## 3 不法投棄・離島地域対策に係る協力体制の構築（報告書 P 18 ~ P 19 関連）

市町村における不法投棄対策及び離島地域における収集運搬の改善に関するメーカー等による資金面も含めた協力体制の構築については、メーカー側からの要請を受けた（財）家電製品協会において検討がなされ、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の公募が開始された（別紙1、2参照）。これらについては、今後3年間実施される予定である。

# 不法投棄未然防止事業協力と離島対策事業協力

財団法人 家電製品協会

協力概要 フロー 不法投棄公募内容 離島公募内容 関連書類 好事例 第三者委員会

## 平成21年度 不法投棄未然防止事業協力の公募内容



### 1. 公募する計画

協会は、市町村又は特別区(以下「市町村等」という。)が、その区域の全部又は一部の地域において不法投棄される特定家庭用機器廃棄物(以下「廃棄物」という。)の量を大幅に削減することを目的として、廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業(以下「防止事業」という。)及び不法投棄された廃棄物を回収し、当該廃棄物に係る製造業者等(当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人)(以下「再商品化等実施者」という。)に引き渡す事業(以下「引渡事業」という。)を実施しようとしている計画であって、平成21年2月1日以降に始まり、平成22年1月31日以前に終わる連続した期間に実施しようとしているもの(引渡事業の実施期間は上記期間内の3か月以内の連続した期間に限ります。)を公募いたします。

### 2. 対象地域

応募する計画を実施する地域は、市町村等の地域の全部又は一部の地域いずれも可能です。

### 3. 事業を実施する期間

防止事業： 平成21年2月1日以降に始まり、平成22年1月31日以前に終わる連続した期間とします。

引渡事業： 上記防止事業の期間内の3か月以内の連続した期間に限ります。

#### 4. 内定等

第三者委員会は、市町村等の応募申請書の内容等が下記に掲げる内定の条件を全て満たしていると認めるときは、当該応募された案件について協力を内定します。第三者委員会は、当該内定に際し、必要と認める条件を付することがあります。

- (1) 市町村等が当該応募申請書に記載した実施しようとしている事業(以下「実施予定事業」という。)により、当該応募申請書に係る市町村等が不法投棄未然防止事業協力実施要項第3条第1項に規定する計画に関し応募申請書に当該計画を実施する地域として記載したもの(以下、「特定地域」という。)において発見される廃棄物の不法投棄量の水準が、当該事業を実施した後において、当該事業を実施する前々年度のそれと較べて顕著に削減されることが確実であると見込まれること。
- (2) 当該応募申請書に係る特定地域において不法投棄された廃棄物を回収し、再商品化等実施者へ引き渡す事業を実施する期間に当該事業により引き渡す廃棄物の見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して、著しく大きいものでないこと。ただし、当該見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して著しく大きい場合であって、当該応募申請書に係る市町村等が当該見込み量の試算根拠として当該応募申請書に記載したものを第三者委員会が正当と認める場合にあってはこの限りでない。
- (3) 生活安全性の確保、自然環境への影響又は景観保全等の観点から、実施予定事業を実施しなければならない緊急性及び必要性が高いと判断されること。
- (4) 過去に実施予定事業と同様の事業を実施している場合は、その事業が好成績を上げている、又は、その事業の経験を踏まえて有効な改善策を講じようとしていると判定できるものであること。
- (5) 排出されようとしている廃棄物について家電リサイクル法第9条に規定する引取りの義務を負う小売業者による引取りを求めるこ

とが困難なもの(例えば、当該義務が課されている小売業者が存在しない等の理由による。)(以下「義務外品」という。)を、当該小売業者以外の小売業者、当該市町村等又は所要の許可を有する収集運搬業者(次号において「引取者」という。)の行為として当該義務外品に係る排出者から引き取り、当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡す体制が当該応募申請書に係る特定地域にあり、これが有効に機能すると判定されること。

- (6) 前号に規定する体制を利用して義務外品を引取者に引き渡す者に対し、当該引取者が当該義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金が、当該応募申請書に係る特定地域に存する小売業者が義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金の水準に比べて著しく高い額でないと認められること。
- (7) 粗大ごみの回収について、ごみの集積所に粗大ごみを出す方式(いわゆる「ステーション方式」)その他の廃棄物の不法投棄を誘発する懸念のある方式が、当該応募申請書に係る特定地域において採用されていないと認められること。ただし、当該特定地域において不法投棄を誘発する懸念のある方式により粗大ごみを回収している場合であっても、明確な不法投棄を防止する措置が講じられていると第三者委員会が認める場合にあってはこの限りでない。
- (8) 小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対して廃棄物の適正な引取り及び引渡しに関し適切な広報・指導を、また、住民に対して廃棄物の適正な引渡しに関し適切な広報を当該案件に係る市町村等が行うと認められること。
- (9) 実施予定事業は、最も合理的な方法により行うこと。

## 5. 協力の条件の決定

第三者委員会は、協力を内定した案件について、協力に要する助成金の見込み額が予算として配分された額の範囲内となるように、協力


の条件(上限額及び助成率)を決定します。


詳細は、不法投棄未然防止事業協力実施要項および不法投棄未然防止事業協力実施細則を参照してください。

## 6. 応募申請方法

不法投棄未然防止事業協力の公募に応募しようとする市町村等は、「不法投棄未然防止事業協力応募申請書」により作成した書類を下記応募申請期限までに提出先に提出してください。

不法投棄未然防止事業協力応募申請書は、原紙を郵便又は協会事務所への持込みのいずれかの方法で提出するとともに、電磁的記録によって送信する方法により提出してください。

 不法投棄未然防止事業協力  
応募申請書

 zip形式ダウンロード (58KB)

## 7. 不法投棄未然防止事業協力応募申請期限

平成20年 10月 27日に不法投棄未然防止事業協力応募申請書の原紙及び電磁的記録の両方が必着

## 8. 不法投棄未然防止事業協力応募申請書の提出先

〒105-8472

東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八束ビル4階

財団法人 家電製品協会 廃家電品適正処理推進パートナーシップ  
事務局 宛

TEL:03-3578-1331 FAX:03-3578-1677

メールアドレス: shinsei@aeha.or.jp

## 9. 問合せ先

財団法人 家電製品協会 廃家電品適正処理推進パートナーシップ  
事務局

〒105-8472

東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八束ビル4階

TEL:03-3578-1331 FAX:03-3578-1677

受付時間 09:00-17:00(土・日・祝日除く)

メールアドレス:kyouryoku@aeha.or.jp



PDFファイルの閲覧にはAdobe Acrobat Reader が必要です。

左のボタンをクリックして、ダウンロードしてください。

Adobe Acrobat Readerは、アドビシステムズ社より無償で配布されています。

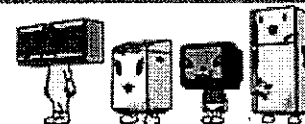
Adobe、Adobeロゴ、AcrobatはAdobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の商標です。

[お問合せ](#)

[トップページへ](#)

[ページの先頭へ](#)

## 平成21年度 離島対策事業協力の公募内容



### 1. 公募する計画

協会は、その全部又は一部の区域が離島地域である市町村(以下「離島市町村」という。)が離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物(以下「廃棄物」という。)を当該地域から指定引取場所(指定法人の引き取る場所を含む。以下同じ。)まで輸送するために要する費用を低減することを目的として行う次に掲げるいずれかの事業を実施しようとしている計画を公募いたします。

- (イ) 離島地域において廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの当該廃棄物の輸送を下記2. に掲げる効率的な輸送方法により行い、当該指定引取場所において当該廃棄物に係る製造業者等(当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人)(以下「再商品化等実施者」という。)に当該廃棄物を平成21年2月1日から平成22年1月31日までの期間に引き渡す事業(以下「輸送事業」という。)であって(ロ)に含まれるものを除く。
- (ロ) 輸送事業に係る海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を、当該海上輸送を行う者(当該海上輸送を行う者が第三者に当該海上輸送を委託して行っているときは、当該委託をした者)に対して交付する事業(以下「補助事業」という)。補助事業により補助金の交付の対象となる輸送事業を以下「補助対象輸送事業」という。

### 2. 効率的な輸送方法

- (1) 輸送事業は、最も合理的な方法により行うこと。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たした手段(以下「少頻度多量輸送手段」という。)による輸送事業を行う、又は、少頻度多量輸送手段以外の手段を採用した場合であって、その採用した手段により少頻度多量輸送手段を採用した場合と同等以上の効果が充分見込まれる手段による輸送事業を行うこと。
  - 1) 離島地域に盗難及び風雨被害を防止できる離島廃棄物の中間集積所を設置し、事業実施期間中、これを適正な稼動状態に保つこと。
  - 2) 中間集積所から指定引取場所まで1回に輸送する離島廃棄物の量は、当該輸送に使用する船舶で利用可能な車両のうちのもっとも大きいもの1台が満載となる数量とすること。ただし、本文の規定にかかわらず、最低限年間1回は当該輸送を行うこととする。

### 3. 対象地域

離島4法(離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法)対象の地域

### 4. 事業を実施する期間

輸送事業：平成21年2月1日から平成22年1月31日までの期間とします。

### 5. 内定等

第三者委員会は、離島市町村の応募申請書の内容等が下記に掲げる内定の条件を全て満たしていると認めるときは、当該応募された案件について協力を内定します。第三者委員会は、当該内定に際し、必要と



認める条件を付すことがあります。

- (1) 離島市町村が当該応募申請書に記載した実施しようとしている事業が輸送事業(補助対象輸送事業を除く。)の場合にあっては、次の(イ)及び(ロ)の条件を満たしていること。
  - (イ) 当該輸送事業が上記2. に掲げる条件をすべて満たしていると認められること。
  - (ロ) 当該輸送事業の内容と同様のものを過去に実施していた、又は、当該応募申請書を提出した時点で実施している場合は、その事業で好成績を上げているか、その事業の経験を踏まえて有効な改善策を講じようとしていると判定できるものであること。
- (2) 離島市町村が当該応募申請書に記載した実施しようとしている事業が補助事業の場合にあっては、次の(イ)及び(ロ)の条件をすべて満たしていること。
  - (イ) 当該補助事業の対象となる補助対象輸送事業が上記2. に掲げる条件をすべて満たしていると認められること。
  - (ロ) 当該補助対象輸送事業の内容と同様のものを過去に実施していた、又は、当該応募申請書を提出した時点で実施している場合は、その事業で好成績を上げているか、その事業の経験を踏まえて有効な改善策を講じようとしていると判定できるものであること。
- (3) 離島市町村が当該応募申請書に記載した実施しようとしている輸送事業(補助対象輸送事業を除く。)又は補助事業により、当該輸送事業(補助対象輸送事業を除く。)又は当該補助事業に係る補助対象輸送事業により再商品化等実施者に引き渡される離島廃棄物が排出又は回収される地域として当該市町村が当該応募申請書に記載したもの(以下「特定地域」という。)において当該排出する者の負担軽減が当該案件について第三者委員会により決定された下記7.に規定する助成単価と同額以上図られ、かつ、当該地域の住民にその負担軽減が図られることについての普及啓発が行われると認められること。
- (4) 小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対して特定家庭用機

器廃棄物の適正な引取り及び引渡しに関し、住民に対して特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しに関し、それぞれ適切な広報・指導を当該応募申請書に係る離島市町村が当該応募申請書に係る特定地域において行うと認められること。

- (5) 排出されようとしている廃棄物について特定家庭用機器再商品化法 第9条に規定する引取りの義務を負う小売業者による引取りを求めることが困難なもの(例えば、当該義務が課されている小売業者が存在しない等の理由による。)を、当該市町村、当該小売業者以外の小売業者又は所要の許可を有する収集運搬業者の行為として当該廃棄物に係る排出者から引き取り、当該廃棄物に係る再商品化等実施者に引き渡す体制が当該応募申請書に係る特定地域にあり、これが有効に機能すると判定されること。

## 6. 引渡し実績確認方法の選択

協力と「離島対策事業に係る助成金の交付等に関する覚書」を締結した離島市町村と協会は、当該覚書に掲げる輸送事業により再商品化等実施者に引き渡された廃棄物の引渡実績を確認します。確認方法について、下記2つの方式のうちどちらかを採用するか予め選択してください。

### (1) (協会集計方式)

離島市町村は輸送事業により再商品化等実施者に廃棄物を引き渡すときに用いる家電リサイクル券の発券者を特定し、協会はこの者が発券して再商品化等実施者に廃棄物を引き渡したものに限り協力することとします。(この場合、料金郵便局振込方式券は使用できません。)

この方式では、輸送事業により再商品化等実施者に引き渡した廃棄物の量を協会が集計して離島市町村に確認を求めます。

### (2) (離島市町村集計方式)

離島市町村は、毎月末日後、速やかに輸送事業により再商品化等実施者に引き渡した廃棄物について1件別明細を作成して、協会に引渡実績の確認を求めます。

## 7. 助成単価の決定

第三者委員会は、協力を内定した案件について、協力に要する助成金の見込み額が予算として配分された額の範囲内となるように、内定した案件ごと品目ごとに助成単価を決定します。


※助成単 特定の離島に関して第三者委員会が決定した当該離島に  
価：係る廃棄物ごとの1台あたりに交付する助成金額。


詳細は、離島対策事業協力実施要項および離島対策事業協力実施細則を参照してください。

## 8. 応募申請方法

離島対策事業協力の公募に応募しようとする市町村は、「離島対策事業協力応募申請書」により作成した書類を下記応募申請期限までに提出先に提出してください。

離島対策事業協力応募申請書は、原紙を郵便又は協会事務所への持込みのいずれかの方法で提出するとともに、電磁的記録によって送信する方法により提出してください。

 離島対策事業協力応募申請書

 zip形式ダウンロード (65KB)

## 9. 離島対策事業協力応募申請期限

平成20年 10月 27日に不法投棄未然防止事業協力応募申請書の原紙及び電磁的記録の両方が必着

## 10. 離島対策事業協力応募申請書の提出先

〒105-8472

東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八束ビル4階

財団法人 家電製品協会 廃家電品適正処理推進パートナーシップ  
事務局 宛

TEL:03-3578-1331 FAX:03-3578-1677

メールアドレス:shinsei@aeha.or.jp

## 11. 問合せ先

財団法人 家電製品協会 廃家電品適正処理推進パートナーシップ  
事務局

〒105-8472

東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八束ビル4階

TEL:03-3578-1331 FAX:03-3578-1677

受付時間 09:00-17:00(土・日・祝日除く)

メールアドレス:kyouryoku@aeha.or.jp



PDFファイルの閲覧にはAdobe Acrobat Reader が必要です。

左のボタンをクリックして、ダウンロードしてください。

Adobe Acrobat Readerは、アドビシステムズ社より無償で配布されています。

Adobe、Adobeロゴ、AcrobatはAdobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の商標です。

| お問合せ | トップページへ | ページの先頭へ